

市長公約を実行していない平成19年度当初予算 (単位:千円)

市長公約の内容	概算経費	当初予算
減免制度拡充など国保料、介護保険料の負担軽減	-	336,197
子宮がん検診を無料で毎年実施	98,169	20,367
障害者サービスの自己負担を軽減	56,424	0
障害者福祉金の復活	218,685	0
高齢者、障害者のデイサービスの食事代を助成	14,805	0
学校等の警備員配置と校区パトロールを拡充	116,658	850
中学校給食を実施	9,597,860	0
30人学級を実施	4,971,720	0
小学校、幼稚園にクーラーを設置	3,062,853	0
学校校区の適正化	-	878
保育所を増設、増築し、待機児を解消	75,600	0
子育て支援センターを増設	452,750	0
乳幼児医療費を小学校入学前まで無料化	245,781	0
公立保育所での完全給食を実施	81,473	0
中小企業振興基本条例を制定	-	0
中小企業訪問相談員制度を創設	-	0
事業所実態調査を系統的に実施	-	0
パート等非正規雇用の若者の実態を調査	-	1,000
住宅リフォーム助成制度を創設	-	0
技術交流プラザを強化	-	4,670
リージョンセンターごとにまちづくりを支援する地域担当職員を配置し、なんでも相談窓口を設置	-	0
中学校区ごとにタウンミーティングを実施	-	0
地域の特性を活かしたまちづくりプランを策定	-	0
コミュニティバスを運行	-	0
大阪モノレールの市内延伸を促進	-	2,000
近鉄立体交差事業、東西・南北の道路網整備を促進	-	0
口利き防止制度を確立	-	0
上下水道局統合庁舎建設の市民参加での見直し	-	0
旧同和施設の職員配置を見直し	-	0
市営住宅空き家の一般募集	-	0
合計	18,992,778	365,962

概算経費の「-」表示は経費が積算できないもの

ついているが、タクシー運転手が同席する中で市の情報に漏れやすい危険性があり問題である。

また大規模災害発生時には災害緊急道路は一般車両が通行できず、危機管理の面からもタクシー通勤には問題がある。

実情を無視した子宮がん検診の無料化

市長は子宮がん検診を毎年実施し、無料化すると公約しているが、その実施には頸部で約七千五百円、体部で約一万二千円の公費負担が必要のため、集中改革プランでは厳しい財政状況から隔年実施とし受診者に頸部八百円、体部千三百円の自己負担を求めている。

平成十八年決算では約八千万円の公費負担をしてお

り、さらに自己負担も無料にするという現状を無視した公約を掲げたとすれば、政治家として断じて許されるものではない。

作爲的な上下水道局統合庁舎アンケート

上下水道局統合庁舎建設の見直しに関し、市長は市民アンケートを実施したが、回収率はわずか十六%と極めて少ない。また市民アンケートと同時に実施された意見募集では市長の支持団体が大量のピラを配布し、回答の見本まで示している。さらに各種団体からの意見書を隠ぺいした。

このような手法で得られた意見が真に中立、公平と言えるのか大いに疑問である。

市民の声が反映されていない調査結果をもとに、統合庁舎建設を中止した市長の決断は作爲的で結論ありきの独断である。さらに議会での庁舎建設の議決を無視し、見直しをすることは議会制民主主義への挑戦である。

巨額の財源が必要な中学校給食の実現は不可能

市長は公約で中学校給食の完全実施を掲げているが、巨額の財源がかかり実現の可能性はほとんどない。また市長は公約について最大限の努力をすると答弁し続けているが、公約は市民との契約であって努力目標ではない。

市長は公約が実現できないことが明らかになれば市民に対し、速やかに責任をとるべきである。

労働組合活動調査特別委員会の中間報告

本委員会は平成十年の長尾市政時代に勤務時間中における労働組合員の非常識な活動実態が明らかになったことからその実態を調査するため設置されました。

その後、長きにわたる経過の中で、平成十四年十月に一定の結論を見出したものの、諸課題の処理を検証、改善するため引き続き調査が行われていきます。

五月二十八日に調査を行い、意見、指摘のあった主な内容は次のとおりです。

労働組合交渉ルールを無視

組合交渉、協議については勤務時間外に行われている点はあるものの、二十人以上と定められた交渉時の組合側人数や終了時間が遵守されていない。特に、多い時には組合側の人数が七十三人に対し、当局側は数人となつて

いるが、これでは交渉ではなく糾弾の場ではない。交渉にあたっては事前に交渉内容や出席者名簿、交渉理由等の書類提出を義務付けられているが、このルールがまったく守られておらず、早急に正常化すべきである。また、深夜に及ぶ交渉時間についてもあわせて是正すべきである。

無給職務免除制度の運用の見直しを図れ

無給職務免除制度は勤務時間中に組合活動を行った場合、その時間に相当する給料を市へ返還することに より許可されてきた制度であるが、十八年度中は市職労、自治労の両組合を合わせて計千九百十五時間の無給職免がある。

これだけの時間を職員が職場離脱していることは

市民サービスに支障をきたすことは明白である。

早急に検討し、市民の理解が得られるよう制度の改善、見直しを行うべきである。

また、無給職免による給料過払い分の市への返還方法は一年分を一括で五月末の出納閉鎖までとなっているが、本来翌月精算の基本どおり、できる限り早期に返還させるべきである。

労働組合事務所の無償使用は問題

庁舎の一部を組合事務所として無償使用させていることについて行政財産使用条例等を根拠にあげているがその理由に値しない。

市職員数三千八百七十七人のうち組合員は千六百八十三人で、非組合員の二千三百三十四人を大幅に下回っているにもかかわらず、なぜ総面積六百平方メートル以上もの事務所を労働組合に与える必要があるのか疑問である。

市庁舎内に職員労働組合事務所を設置。労働組合優遇のフロア無償提供の早期見直しが求められています。(東大阪市総合庁舎)



市庁舎内に職員労働組合事務所を設置。労働組合優遇のフロア無償提供の早期見直しが求められています。(東大阪市総合庁舎)

市長はこれまでに十分協議、検討をしたとのことであるが、当局は他市への状況調査の実施のみで、市長答弁とはほど遠い内容で見直しの動きがないことが明らかになったことは問題である。